

JRIS

鉄道車両—ジャンパ連結器

JRIS E 4202 : 2018

(JARI)

平成 30 年 11 月 20 日 改正

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

(日本鉄道車輛工業会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本鉄道車輛工業会 規格審査会 構成表

	氏 名	所 属
(委員長)	手塚 和彦	株式会社テス
(委員)	川口 泉	国土交通省鉄道局
	宮本 昌幸	明星大学名誉教授
	近藤 圭一郎	早稲田大学理工学術院
	古関 隆章	東京大学大学院
	佐々木 君章	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	菊地 隆寛	東日本旅客鉄道株式会社
	田口 弘史	東京地下鉄株式会社
	西垣 昌司	株式会社総合車両製作所
	和嶋 武典	株式会社日立製作所
	四方田 圭一	新日鐵住金株式会社
(鉄車工委員)	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(顧問)	溝口 正仁	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井田 博敏	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏 名	所 属
(委員長)	岩滝 雅人	株式会社日立製作所
(委員)	塚原 克之	川崎重工業株式会社
	中村 修二	日本車輛製造株式会社
	菅野 直哉	近畿車輛株式会社
	橋爪 進	株式会社総合車両製作所
	新澤 基彦	新潟トランス株式会社
	土井 裕	三菱重工エンジニアリング株式会社
	北林 英朗	株式会社日立製作所
	大前 昭博	東芝インフラシステムズ株式会社
	若林 良明	三菱電機株式会社
	梅澤 幸太郎	富士電機株式会社
	佐々木 敏夫	東洋電機製造株式会社
	四方田 圭一	新日鐵住金株式会社
	藤原 達雄	ナブテスコ株式会社
	平本 正幸	日本信号株式会社
	田中 幹夫	株式会社京三製作所
(鉄車工委員)	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井田 博敏	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	桑 名 寿	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

制 定 : 一般社団法人日本鉄道車輛工業会 会長 制定 : 平成 17.3.3 改正 : 平成 30.11.20

掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ : URL ; <https://www.tetsushako.or.jp>

発 行 者 : 一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200)

審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会 : 当工業会基準整備委員会

この規格についての意見又は質問は、当工業会にお願いします。

なお、この規格は、少なくとも5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 受渡当事者間で協定すべき事項	2
4.1 発注者の指定事項	2
4.2 受渡当事者間で協定すべき事項	2
5 使用条件	2
6 定格及び心数	2
7 性能	2
7.1 互換性	2
7.2 温度上昇	2
7.3 接触抵抗	2
7.4 絶縁抵抗	3
7.5 耐電圧	3
7.6 耐振性	3
7.7 防水性	3
8 構造	3
9 形状・寸法	3
9.1 形状・寸法	3
9.2 絶縁距離	3
10 外観	3
11 試験	3
11.1 互換性試験	3
11.2 温度上昇試験	4
11.3 接触抵抗試験	4
11.4 絶縁抵抗試験	4
11.5 耐電圧試験	4
11.6 振動試験	4
11.7 防水試験	4
12 検査	4
13 表示	5
附属書 A (参考) 受渡当事者間で協定すべき事項の要約表	10
解 説	11

まえがき

この規格は、**JRIS** 整備ぎ装部会において改正すべきとの申出があり、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に基づき、鉄車工規格審査会の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。これによって、**JRIS E 4202:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。日本鉄道車輛工業会会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JRIS “E シリーズ” 制定の背景

鉄車工規格（**JRIS**）は、国際規格との整合化の方針に沿って 1995 年以降に性能基準化された **JIS** とともに、鉄道車両業界で必要とされる事項を規格として定めることとして、2003 年から制定・登録を行っている。

JRIS “E シリーズ” は、鉄道分野の **JIS** のうち国際規格との整合化によって製品仕様規格が除外されることとなったため、これらの製品仕様規格の中で今後も継続的に使用する可能性のある規格については当該産業分野の団体規格へ移行することとして、2004 年から鉄車工規格として制定・登録するとともに、その後の技術の進化に対応するため整備を継続しているものである。

なお、“E シリーズ”の規格番号は、前身の **JIS** 番号を踏襲することとしており、これによって規格の名称と番号との関係についての継続性を保っている。

JRIS は、制定の背景や関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成されている。この規格の“E シリーズ”のほかに、“D”、“J”、“R”及び“W”シリーズがある。

鉄道車両—ジャンパ連結器

Rolling stock—Jumper couplers

1 適用範囲

この規格は、鉄道車両に用いるジャンパ連結器（以下、連結器という。）について規定する。

注記 連結器とは、栓、栓受け及びジャンパ線からなり、ジャンパ線を介して車両と車両との間を電氣的に接続する器具をいう。ジャンパ連結器の構成例は図1による。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）

JIS E 4001 鉄道車両—用語

JIS E 4031 鉄道車両用品—振動及び衝撃試験方法

JIS E 5004-1 鉄道車両—電気品—第1部：一般使用条件及び一般規則

JRIS E 6801 鉄道車両—ジャンパ線

規格概要につき以下は省略する。